

読谷村地域振興センター

「ゆんたまーさむん小路

(チャレンジブース)」

出店事業者募集要項

読谷村地域振興センター

指定管理者：JAおきなわゆんた支店

1. 募集の目的

読谷村地域振興センターでは、施設内に「チャレンジブース」を設置し、食事処や休息所としての活用、又読谷村の特産品を活かした食品や加工品、料理等の提供を中心とした店舗展開を開始します。ついては、地域振興センターを訪れる方々に安心・安全、そして楽しんで利用していただけるよう、共に協力し発展できる出店事業者を募集します。

2. 出店場所

- (1) 施設名 読谷村地域振興センター1階「チャレンジブース」
- (2) 所在地 読谷村字喜名 2346-11
- (3) 開館時間 9:00~21:00 ※年中無休
※施設内視察、見学等は9:00~17:00 でお願ひします。

3. 応募条件

次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
※出店に必要な「食品営業許可」「食品衛生管理者」その他必須許可等は出店者で取得すること。
- (2) 安定した経営能力、優良なサービス提供ができること。
- (3) 指定管理者や他の出店事業者、入居団体と協調、協力ができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項のいずれかに該当する団体であること、及びその事実があった後3年を経過していないこと。(その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする)
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものであること。
 - ④応募の日において、現に読谷村の指名停止措置を受けていること。
 - ⑤応募の日において、破産手続き、再生手続き又は再生手続きが開始されていること。
 - ⑥法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納していること。(個人は代表者のみ)
 - ⑦食品衛生法上及び他の法律に基づく処分などを過去3年間に受けていること。

4. 使用条件

利用者の満足いく加工品の販売、沖縄県の特産や読谷村の地域の食材を活かしたメニューの考案、飲食提供及び食材等の宣伝など、積極的な店舗展開が望ましい。

例) 特産品を活かした、ピザ、パン、お菓子、テイクアウトメニュー

(1) 店舗要件

面積	8 m ² (1 ブース)
賃料	月 30,000 円 (ただし、各店舗の立地条件等により変動あり。)
営業時間	10:00~18:00 ※年中無休 (ただし、協議により休業日・営業時間を定めることができる。)
光熱水費	電気、水道 : 毎月の使用実績に応じ算定し、翌月に指定管理者から各出店事業者へ請求します。
ガス	各出店事業者により管理者が指定する業者と個別契約
電話	各出店事業者により個別契約
共益費	賃料の 5% + ゴミ回収費
敷金	賃料の 2 か月分
保険	賠償保険の加入の義務。 (共栄火災等。ただし、用途によって掛金率が変わる。)
保証金	家賃保証会社を仲介して請求致します。

(2) 使用の制限

①使用許可を受けた出店事業者は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければなりません。維持管理のため通常必要となる費用 (消耗品の取替え等) は、各店舗の負担となります。

②出店事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、転借、担保に供し、又は営業を委託、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

(3) 原状変更等の制限

①使用許可を受けた施設に関して、原状を変更し、またはこれに工作物を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければなりません。

(4) 衛生管理及び安全管理

①出店事業者は使用許可を受けた施設の清掃及び害虫駆除を自ら行う事とします。

②業務における衛生管理及び安全管理について、関係法令に従い、自らの負担で最

善の措置を講じて下さい。また指定管理者が改善を指示した場合、これを遵守し、速やかに対応して下さい。

(5) その他

- ①施設内は禁煙とし、使用許可を受けた施設に灰皿を設置することはできません。
- ②出店事業者は、使用許可を受けた施設に係る防犯対策を自ら行うこととします。
- ③出店業者は、製造品などにかかる賠償保険を自らの費用にて加入すること。

5. 基本設備

店舗常設	①基本照明	②防災設備	③コンセント基本設備	④換気設備
	⑤3槽シンク	⑥調理台（ワークテーブル）	⑦手洗、鏡	
出店者負担	①給湯設備	②洗浄シンク、食洗器	③厨房機器	④電話設備
	⑤店舗表示等	⑥消耗品等	⑦その他常設以外の設備	

※出店事業者の過失、管理上の不備において生じた障害・破損等の補償及び補修費用は出店事業者の負担となります。

※退店する場合、出店事業者が施工・搬入・設置したものはすべて撤去し、原状回復し引き渡すこととします。またそれらに係る費用等は出店事業者の負担となります。

※ 設備経費負担について

地域振興センターチャレンジブースの常設設備がありますが、営業許可に必要な条件を満たすには、設備費用、必要経費等は出店事業者の自己負担となります。

※食品営業許可等を取得するには、読谷村管轄の中部保健所へ。

6. 契約期間

- (1) 契約日から3年。期間満了後は、同条件にて、一年毎に自動更新する。

7. 応募期間

- (1) 受付期間： 定数に達するまで。
- (2) 受付時間： 9:00~17:00（土日を除く）※ご連絡の上、持参又は郵送ください。

8. 審査基準

- (1) 出店事業者の選定は、下記審査基準に基づき地域振興協議会が行います。

(2) 申請者には提出した申請書類に沿ってプレゼンテーションを行っていただきます。

審査項目	内容
コンセプト対応	地域振興センターが意図する業種であり、読谷村のイメージがくみ取れ、且つ施設全体のバランスを崩すことなく魅力あるものにしていく力があるか。
経営者、スタッフの資質	経営・販売能力、衛生管理、安全管理、接客など利用者に満足していただく技術を有すること。
事業計画の妥当性	事業実績あるいは経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性があるか。
商品開発力	読谷村らしい商品、オリジナリティのある商品や地場の食材を活かしたメニュー等を開発できるか。
読谷村への波及効果	営業活動や従業員の雇用において、読谷村に経済的な波及効果があるか。
経営理念、安定力	営業を続けていくための負担について、トラブルが生じないような財務内容や資金調達の裏付けを有しているか。

9. 申請書類

(1) 出店申込書（様式1）

(2) 法人の場合、登記簿謄本又は団体の定款、規約（個人の場合は不用）

①代表者の身分証明（住民票）

②納税証明書（募集期間中に交付されたもので、主たる事業所のある市町村の平成30年度法人住民税及び固定資産税）（個人の場合は募集期間中に発行された平成30年度個人住民税及び固定資産税）

③直近3期の決算書（写し可）（個人の場合は募集期間中に発行された代表者の資産証明書）

(3) 事業計画書（書式は自由。但し下記に記載されている項目及び順序で記述下さい。）

①組織体制、取組方針

②事業のコンセプト

③事業計画 ・商品及びメニュー ・販売価格 ・仕入れ計画（仕入れ先等）
・人員配置計画 等

④収支計画、資金計画

⑤地域経済に貢献するための考え方

⑥その他上記項目以外に提案したい内容

⑦事業所沿革（事業履歴）

⑧代表者プロフィール

(4) その他

①応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担となります。

- ②応募書類は日本語により作成するものとし、提出された応募書類は返却されません。
 - ③応募書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、当協議会は本出店募集に関する協議、報告等のために必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
 - ④出店が決定した事業者は、出店に向けて積極的に当協議会との協議に臨むものとし、正当な理由無しに協議を辞退できないものとします。
- (5) 提出部数：1部
- (6) 受付場所、問い合わせ先

読谷村地域振興センター 「チャレンジブース」出店事業者募集係
住所：〒904-0302 読谷村字喜名 2346-11
電話番号：098-958-7245（JAおきなわゆんた支店）
担当者：JAおきなわゆんた支店 組合員課

上記の書類を揃え、ご連絡の上持参ください。